国民健康保険に加入の皆様へ

その「第三者行為」、市役所に必ず届出を！

車・バイク等による
交通事故

他人の飼い犬による
犬噛み

外食・購入食品による
食中毒

けんか・傷害行為等の
不当な暴力

「第三者による過失」でケガなどをして国民健康保険証を使って病院で治療を受けた場合は市町村に届け出ることが義務づけられています。

まずは速やかに市役所窓口へご連絡ください！

嘉麻市役所　市民課　国保年金係　☎0948-42-7426